

# 小規模事業者の設備投資を支援！

小規模事業者設備投資助成金を新設します！

業務改善！  
生産性向上！

平成31年度から、市内小規模事業者（個人事業主を含む）が業務改善や生産性向上のために行う設備投資へ助成する小規模事業者設備投資助成制度を開始します。

**新たな設備等の導入にかかる費用の1/2（最大10万円）を助成**します。全業種の小規模事業者がご利用いただける制度です。ぜひご活用ください！

## 1. 制度の概要

|      |  |
|------|--|
| 対象者  | 小規模事業者（個人事業主を含む） ※みなし大企業除く<br>中小企業基本法第2条第5項に定める小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者）  |
| 対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>設備、機械、装置、備品又はソフトウェア等導入に係る費用</li> </ul> <p>【注意】次の経費は、助成対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費税相当額及び地方税及び地方消費税相当額</li> <li>原材料及び消耗品に係る経費</li> <li>リース取引におけるリース料</li> <li>既存設備等の撤去、修理又は改修に係る経費</li> <li>助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいもの</li> <li>助成対象経費の支払先が、助成対象者の役員又は役員の属する企業等であるもの</li> <li>同一又は一連の投資において本市の他の補助助成制度又は他の公的助成制度を利用した事業</li> <li><b>交付決定前に契約・購入が行われた事業（交付決定の後に契約・購入したものでないと対象外となります）</b></li> <li>その他公序良俗に反する等、市長が適当でないと認める事業</li> </ul> |
| 助成率  | 対象経費の1/2（上限額10万円）  |
| 設置場所 | 横浜市内の拠点（本社、支社、工場、研究所（部門）、事業所、店舗等）  |
| 申請期間 | 2019年5月10日（金）～2020年1月31日（金）<br>※予算額を超過した場合は、申請期限前に募集を終了することがあります   |
| 事業期間 | 2020年2月28日（金）までに設置及び実績報告が行われたもの  |

### 【お問合せ先】

横浜市経済局ものづくり支援課（全ての小規模事業者）

電話：045-671-2597（平日 9:00～17:00） ※昼時間（12:00～13:00）を除く

横浜市経済局商業振興課（商店街にある小規模事業者）

電話：045-671-3838（平日 9:00～17:00） ※昼時間（12:00～13:00）を除く

## 2. 補助対象事業の例

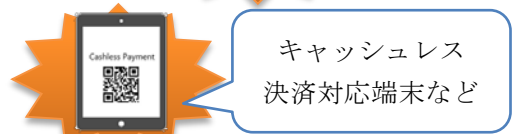
・受注の増加に対応するため、同じ機械を複数導入する。



・製品の品質管理のため、古くなった設備を最新式に買い替える。



・人手不足対策や新たな顧客を呼び込むため、キャッシュレス決済に対応した端末を導入する



・生産性を向上するため、新たなシステムを導入する。



## 3. 申請の流れ



※詳細は、横浜市経済局のホームページでご確認ください。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/shokibo\\_setsubitoshi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/shokibo_setsubitoshi.html)

| お問合せ先        |       |                  |
|--------------|-------|------------------|
| 経済局ものづくり支援課長 | 高柳 友紀 | Tel 045-671-3839 |
| 経済局商業振興課長    | 押見 保志 | Tel 045-671-2577 |